

令和 9 年度 松江市「こそだて手帳」における広告募集要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、松江市広告掲載要綱（令和 5 年松江市告示第 369 号）第 4 条の規定に基づき、広告の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第 2 条 広告掲載を行う広告媒体は、次の表に掲げるとおりとする。

広告掲載媒体	松江市「こそだて手帳」
規格	A5 判 冊子
ページ数	60 ページ
発行部数	1,900 部
発行頻度	年 1 回
配布開始日	令和 9 年 6 月 1 日
内容	松江市での妊娠・出産・子育てに関する情報やサービス
配布方法	妊娠届出時に母子健康手帳と併せて配布
発行元	松江市
配布エリア	松江市内

(広告の規格、掲載位置、掲載期間等)

第 3 条 広告の規格、掲載位置及び掲載期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規格及び掲載位置

掲載位置	色	掲載スペース	枠数
表紙裏 目次の裏頁 裏表紙の裏頁 裏表紙	フルカラー	横 140cm 縦 210cm	8 枠

(2) 掲載期間

令和 9 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日まで配布開始から 1 年間とする。

(掲載に係る料金)

第 4 条 市が広告媒体の作成を発注する事業者（以下「受注者」という。）が別に定める額とする。

(広告の募集方法)

第 5 条 広告の募集は、受注者が公募により行うものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、複

数枠へ同時に申し込むことはできないものとする。

(広告の選定方法)

第6条 広告掲載の可否の決定は、松江市広告掲載要綱及び松江市広告掲載基準（平成18年12月8日策定）に基づき、市長が行う。この場合において、広告掲載希望者が掲載枠数を超える場合は、先着順により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 前条の規定により広告掲載が決定されたもの（以下「広告主」という。）は、受注者が指定する期日までに、指定する方法で受注者に提出するものとする。

(広告内容等の変更請求)

第8条 市長は、広告の内容及びデザインが松江市広告掲載基準に違反していると認めるときは、受注者を通して広告主に広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという申し立てがなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和8年8月31日から施行する。